

発議案第3号

東京電力株式会社による電気料金の値上げ抑制と料金原価の適正化に政府の指導を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年2月29日

八千代市議会

議長 江野澤 隆之 様

提出者	八千代市議会議員	横山博美	印
賛成者	八千代市議会議員	緑川利行	印
	同	松井秀雄	印
	同	塚本路明	印
	同	菅野文男	印
	同	成田忠志	印
	同	小林恵美子	印
	同	横田誠三	印
	同	秋葉就一	印

提案理由

東京電力株式会社による電気料金の値上げ抑制と料金原価の適正化に政府の指導を求める。

これが、本案を提出する理由である。

東京電力株式会社による電気料金の値上げ抑制と料金原価の適正化に政府の指導を求める意見書

東京電力株式会社は、電気の安定供給のためとして、原子力発電所の停止などに対応する火力発電のたき増しや火力発電所の運転再開、新たな電源の緊急設置などに取り組み、供給力の確保に努めたが、電源設置費用や被災設備の復旧費用のほか、大幅な燃料費の増加が生じており、徹底したコストダウンへの取り組みによっても深刻な経営状況を解消することは極めて困難な見通しであるとし、平成24年4月1日より企業や官公庁等に電気料金の値上げを行うとしている。

しかしながら、原子力発電所の事故以来、放射線被害への賠償問題の解決には長期にわたり多額の支出を伴うものであり、今回の料金値上げは、損害賠償や原子炉の廃炉に係る追加費用は含まないとしているものの、節電に心がけた国民や企業にとって料金の値上げは理解を得られるものではない。

また、料金の値上げが実施されることになれば、我が国の経済が低迷する中、地方公共団体及び企業にとってはさらなる財政負担の増となり、いかに東京電力株式会社として経営合理化の実施や計画中のコストダウン方策を取り入れたと訴えても、国民や地方公共団体及び多くの企業には受け入れがたいものである。

今回の電気料金の値上げ問題は、東京電力管内9都県と政令市、県庁所在地、東京23区の計41自治体の半数が施設の電力契約に入札制度を導入し、東京電力以外の電気事業者に切りかえることを検討しているとの報道や、1都9県による関東地方知事会は電気料金値上げに反対する要望書を東京電力株式会社に提出したこともあり、国民や企業に与える経済的不安と動揺を増大するものである。

よって、政府においては、東京電力株式会社に対してさらなる企業努力に努めるよう指導するとともに、電気料金の算定となる料金原価の内容に不信を強める国民への理解を得るよう徹底した見直しをされるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月2日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

経済産業大臣様